

393
91

鶴
につ
い
ま

始
←

鶴
に
つ
い
て

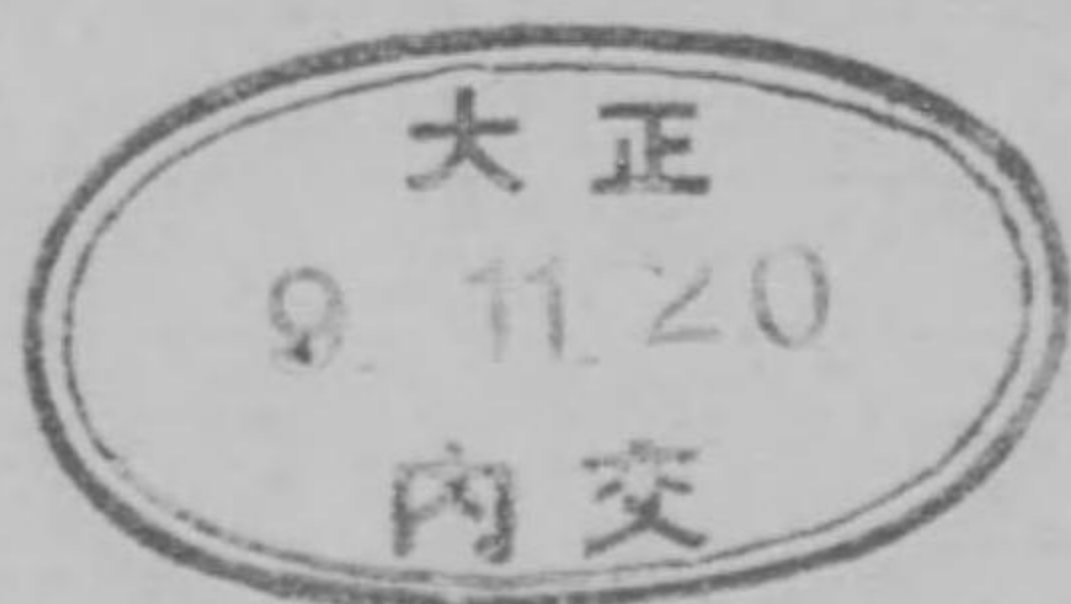
393-91

1920



序

私は私自身の宿志やら、又或る方々からのおすゝめやらによりまして、この稿を起しました。現今まではこの村へ遙々鶴を見においでなさいました方に對しまして、御参考になり、御案内になる書もふいませんでした。そしてその不便を補はんが爲にさゝやかなものとして出版いたします。でこの書がさうした缺陷を少しでも補ひ、また編に對してより完成なる觀察をなさいます一助でもなりますれば、私の光榮とする處でふいます。形式は今までありふれましたこの種の記事の何のうらほひもないのを知つてゐますので、お話風に書いて見ました。尙これを書きますにあたつて可成精確な事實に基礎を置きました事を申し添えます。最後に東京時事新報社の雑誌少年に發表されました一文と相通する箇所がふいますのは、筆者が同一人でございましたことを明らか致して置きます。 鶴來る村にて 久行 三郎



鶴について

よくおいでなさいましたね。あの島田驛で下車なさつて、島田から都合よくガタ馬車がムいましたでせう。呼坂で馬車をお棄て遊ばしてから、徒歩で舊道をお通りなさいまして？それとも新道路の方を？さうですね。舊道の方は險阻ではありませんが近うムいます。あの坂の名ですか。あれが佛坂といふんです。呼坂から一里ばかりで頂上になります。あの頂上は海拔千三百二十餘尺と云はれてゐるのです。山上の一寒村として割合に廣潤な地であり、田地の多い事も意外に思ひでせう一寸四百町歩近い田地ですし、人家は四百、人口は二千ばかりです。

御覧なさいまし。周囲は連山に包まれ、所謂壺中の別天地でせう。村

の灌漑用水は桂山に源を發して村の中央を流れてゐる八代川と、山々から湧出する清水なのです。それによつても如何に清淨なる地であるかといふ事の御推察は難くムいませう。それに昔から八代三千石と唱えられ、また近郷にない早稻の産出でも有名です。

(啾唳たる鶴の啼聲聞え、一群の空を舞ふが見ゆ)

あ！あれを御覽なさい。あれは三羽で一家族をなしてゐるのです。それでも皆群をなして、決して我儘勝手なことはしませんね。どの位鶴が來てゐるかどのお尋ねですか？それは一寸精確なことは云えませんが、何故かつて？それはあんなに舞つてゐるのがあるかと思へば、この山と山との間の水田に下りてゐたり、或はまたそちらの乾田にも下りてゐたり、またそれが飛び立つたりしましてね。それでも概略はわかりますが、毎年百羽近くは來ますし、それ以上もやつて來る年もありますしね。

では鶴はどこからそしていつ頃來るかど申しますと、シベリヤ東部からでして、時季は十月の下旬です。最初には三羽乃至五六羽の先發隊らしいのが來まして數十羽の大群はその後から來るように思ひます。去るのは三月の上旬でして、よく彼岸から彼岸までと人口に膾炙せられてゐますが、ちと精確を缺いてゐます。大正六年は十月二十六日七年は十月二十四日。八年も九年も同じく十月二十四日に最初の鶴を見ました。然らば鶴が何故八代村にだけ來て、附近の村に來ないのかと仰言るのですか？いやこれは私の方でちと鼻を高くせなければならぬといふことなのです。まあまた外の鶴の群でも探しながら話させう。さうですね。あの満目たゞ雪の曠野のみといふシベリヤの空か、でなければ猛虎嘯く韓山の空かで見れば見ることのできない鶴の見られるのは、大八洲でも只の二ヶ所です。その一つはこの八代村です。他の一つは鹿兒島縣阿久根村でいます。勿論動物園の金網の中に飼養せ

られてゐる鶴を例外として申すのですが――
 抑々鶴も維新前は普通の鳥として附近の村へも来たものだ相です。そしてその當時は若し鶴を撃ちどりなごしたならば、峻刑を科すといふことになつて、鶴の捕獲は禁じられてゐたやうでゐいます。しかし領主宍戸家の御膳に供するといふ名目の下には捕獲が許されてゐたらしいのです。けれど宍戸家の御膳に供する鶴は必らず胸板を撃ちぬいたものでなければいけなかつた相です。それは鶴が不意打にあつたのでなく、死を觀念して、正面から撃たれたものでなければといふ意味であるとの事でゐいます。がさう胸板ばかり撃ちぬくといふ事はできず、またその名のもとにかくれて撃ちとつたものは皆が食べた相です。勿論その鶴を食べる時には袴を着て箸をとつたと云はれてゐます。明治維新後は禁獵の制がとかれた爲、この村でも盛んに鶴は捕獲せられました。わが八代村民一部の人々の發奮で、失墜した古典の保存

につとめ、八代村民は維新前の如く鶴を撃つまいと定めたのです。のみならず八代村に他から獵師が入り來つた場合には、村民は楯など擔ぎ出して、撃たうとする獵師のさまたげをし、鶴を追ひ逃がしたりなごした相です。また村民全體して、鶴を撃つたならばその者に制裁まで加えるといふ意氣込だつたと云はれてゐます。

附近の各村の亂獲と、八代村の愛護と、それが鶴をして年々歳々八代村を忘れず、訪れさすところの最大にしてしかも確實な理由に外なりません。

どうです。動物園の金網の中に、僅かに鶴の自由を拘束して、その優姿を見なければならぬ現代に於て、鶴にとつては恩顧の地であり、樂園であり、我々人類にとつても天然の一大仙境であり、天與の一大樂園を今日あらしめたもの、また豈偶然ならんやですね。

いや妙に自慢になつてしまひました。話の續に歸へりますと、維新後

初めて鶴の捕獲禁止の縣令が發布せられたのは明治二十年で、三十七年には八代村一圓(須野河内新畑を除く)禁獵區と定められました。(附録参照)

(河をへだて、餌を漁る六七羽の一群見ゆ)

鶴はあんなにして稻の落穂を拾つたり、雑草の根を啄ばんだり、また田螺・蛙・泥鰌とか云ふような動物性のものを捕へたりして食べます。稻扱ぎをした跡の藁屑などがあつて糲の埋まつてゐるところは、長い嘴で藁屑などを啣えて他へ除けます。

御覽の通り鶴の全身は灰白色ですが頭から長い頸にかけての大部分は白色でゝいます。種類は鍋鶴の一種ですから、頭部にかの丹頂のような赤いところはありません。脚や嘴はあんなに長うゝいますが、尾の羽は極く短く、雙翼もあまり長くありません。

そしてあんなに餌を漁つてゐます時でも、決して餌を漁る事に氣を奪

はれてはゐません。その中の一羽か二羽は必らず見張の役をつとめます。(これは夜間睡眠中でも同じことです。)

さうすると鶴は人に恐れるかどのお尋ねですか?無論鶴が来た當分は幾分か人に恐れるようですが、漸次馴れて随分近くへ行きましても飛び去らなくなり、しかしあなたの方のような一寸見なれぬ服装をされてゐますと、不氣味に思つてか飛び去つてしまひますからね。

またさう不氣味なものが近寄らなくても、自ら飛び立つて空中を舞ふ事があります。その時は全部のものが啼き叫ぶといふ譯ではなく、一羽が啼くの他に一羽は應ずるように思はれます。

そして時には地上から小さな黒點となつたのを認み得る位に高く上ることがあります。さうした時には只の一群だけでなく、他の群までが集合して、この大なる飛翔に参加するらしいのです。常に啼き乍ら、時に一列をなし、時に離散し、數十羽といふ鶴は名々飛翔の妙を競ふ

かとも見られます。そんな時村の童は『鶴々棹になれ、鶴になれ』といつて呼びます。そして感すべき事はその飛翔に於て、かの群鳥のように隊伍を亂さぬことです。又この空中の飛翔時間の長短や、一日中のいかなる時を選ぶかは一定してゐません。

そうした鶴が地上に下りて來る際には、最も巧妙な滑走状態を呈して下降しようとする場所を中心に圓を描き、將に地に下る時には脚を伸ばして下り立ちます。もし既に他の群が下りてゐた、などしますと前にゐた群の方が啼き立てます。或は他群の下降を拒否するのも知れません。

あの鶴の雌雄の別です？それは一寸わかりませんね。雛ごの見別けは容易です。頭から頸にかけての白色部が、極く僅かの薄い褐色を帯びてゐるものを雛だと云ひます。こちらでは産卵しません。一産から二卵を得、毎回雌雄だといふ事も聞いてはゐます。

然らばあの鶴が不幸にして病死するといふような事はないかと仰言るのですか？今迄ありませんね。約二十年許以前、村民が負傷せる一羽を連れ歸つて飼つたと云ひますが、一週間位で死んだ相です。それも決して病死ではゐません。昨年あたり山奥の水田かで負傷させられた一羽が死んだ形跡はありますが、それだつて病死でないのを見ましても如何に長命な鳥であるかは明瞭でゐませう。

扱鶴は一日を如何にすごしてゐるかご申しますと、朝は村民が深い眠に落ちてゐる頃から、唳唳たる音を響かせて、餌を漁りに出てきます。夕暮は落陽が遙かの山にかくれ、闇が天地を罩めてひろがる頃、矢張群をなして時を指して啼きつれて歸へるのです。その時といふのは人里離れた水田か禿山です。(鶴は決して樹上にやすみません。またごまりもしないのです。かの繪畫などで樹にごまつた鶴をみますが、それは事實ではありません) 夜間この水田か禿山に睡つてゐましても晝間

と等しく、必らず一羽は歩哨の役をつとめます。しかもそれには一定の時間があつて、他と交代すると云はれてゐます。その熟睡時間を何物かに驚ろかされた爲か、夜間啼き乍ら飛翔する事もあります。そんな事は毎夜はありませんが、月明だつたりしますと、興淺からずですね。

それからお話申さなければなりませんのは、大正八年の一月十九日、中川縣知事閣下の御巡視を忝ふしたことでムいます。そして閣下の御手から御献上の群鶴の寫眞は畏くも乙夜の覽を賜はりました由、仄かに承はります、尙 國母陛下から知事閣下へ御下賜遊ばされました御菓子は、閣下から更にわが八代村民へ御分與されました。かれを思ひこれを思ひますとき、感慨無量のものがムいます。

尙、遺跡名勝天然記念物保存規則によつて、この村は國の指定地とならうとしてゐますではその鶴が如何に我國に紹介せられてゐるかご申

しますと、大正五年一月十八日の大阪朝日新聞、大正八年二月一日號の東京時事新報社發行の雜誌少年等で、可也くわしく發表されましたその他にも部分的な記事は見ましたが記憶してゐません。何だか大變におしやべりいたしました。今宵は鶴身亭にゆつくりなさつて、旅の疲れをお癒やしなさいまし。お歸へりはごちらへ？下松驛へは添谷といふ峠をお越しなさいますなら三里で出られます。あの峠の頂上から瀬戸内海の白帆が指呼の裡にあります若し。その峠がお嫌ですなら道路が花岡を経て通じてゐます。あなたのお歸へりでふと思ひ出しました、鶴も三月上旬にはまたシベリヤの地に歸へります。鶴は來た時の反對に大群が早くゐなくなりす。いつでも最後に残るのは三四羽の群で、それでも歸る以前は空高く飛翔するように思ひます。では又おいで下さいまし。これでお別れしますが、冬期は攝氏零下になる事稀ならずといはれてゐることでおまちいたしますから――

附録

(八代村に至る順路) 八代村は山口縣熊毛郡の最北高臺にして(1) 鐵路によりて西下すれば、山陽線柳井津驛より三十有餘分にして、島田の一小驛に下り、それよりガタ馬車にて三里、呼坂に着し呼坂に馬車を棄て、更に一里を徒歩にて上り、佛坂頂上に至る。(尙呼坂より高水村原に迂曲して頂上に達する道路あり) 佛坂は八代村第一の入口たり(繪葉書參照)

(2) 他の一路は山陽線下松驛(島田驛より一驛をおいて西)にて下車し、花岡を経て八代に至る道路と(これには俾を通ず)久保村を経て添谷の險を踏破し八代村に至るものと二つあり。第一の入口及び要所に禁獵の制札を建つ。銃獵ヲ禁ズ。八代村一圓。但シ須野河内新畑ヲ除ク。山口縣。(野鶴保護の縣令)

縣令第五十八號

縣下周防國熊毛郡八代村ニ於テ鶴ヲ捕獲スルヲ禁ス違背シタルモノハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

明治二十年四月六日

山口縣知事

原保太郎

山口縣令第九十四號

狩獵法第七條ニヨリ左ノ箇所ニ於テ銃獵ヲナスコトヲ禁犯ス、犯スモノハ科料又ハ拘留ニ處ス

明治三十七年十二月十六日 山口縣知事

渡邊融

一、熊毛郡八代村ノ内字新畑字須野河内ヲ除キ一圓

右の縣令發布より先に、農商務省より本村に屬官を派遣せられ、鶴を保護鳥とすべきや否やにつきての調査あり。

(水上山太陽寺)

字原にあり。曹洞宗に屬し能登國總持寺末にして、天徳曼貞和尚の開基になり貞和三年三月の建立にかゝる。

傳へて云ふ。開山創建の際、紫雲靈巖として、空中に五色の虹起り、龍蛇妖姿を現はして敷地の位置を望めりと。

當時は大内氏の臣、内藤左衛門太夫隆春の所轄たりしも、後宍戸家の碑處となり、修繕給録等數世行はれしが、明治維新の際廢止となれり尙昔當山、雷落ちて人と化し、禪師に事ふること三年、かくて境内に聳ゆる丈餘の巖壁より不思議にも清水を湧出せしめ、懸瀑の仕置をなして去れりと、世人傳へて云ふ雷の仕置あり。

堂宇は北面なれば、南に負へる深山と、清き池水とによつて醸成せられたる境内の幽邃賞すべく、東方の藤亦初夏の逸すべからざる觀賞物たり。當山に有名なる七不思議あり。

一、雷水の湧出する事如何なる旱魃たりとも絶ゆることなし

- 二、山門の池水寺中に事故ある時はその吉凶を報ず
- 三、山内の池中に蛙鳴かず
- 四、山内に雉子羽打せず
- 五、高梁の屋根に雨落掘れず
- 六、門内にて蝮人を噛まず
- 七、山内に蚊棲まず

(馬塚)

字須野河内にあり。一名着の杜と云ふ古老傳へて、弘治元年十二月毛利隆元須々萬村沼ノ城主山崎伊豆守を攻むべく、この地に着陣するや寒威凜烈にして軍馬多く斃死したれば、一ヶ所に埋め、椎の木を植ゑたりと、然るにその木に馬の尾の如きもの(長さ四五寸乃至七八寸位)密生するに至れりといふ。岡田本縣技手の説によれば寄生菌にして、**ヤマウバノカミノ毛**なるべしと。

(鶴)の歌(轉載)

(一)
 やまみねいくへたちつづく
 あをがきやまのなかつくに
 にしのすはうにあきくれば
 やしろのさとはおもしろや

(二)
 かせしらつゆにぶきおちて
 くさばにむしのすだくとき
 そらにたぶよふしらくもに
 はねうちかはしたづぞくる

(三)

とほきとこよをたちいでて
 このはいろづくやまざこの
 どりいれすみしかきつだに
 ゑをあさりつつたづぞなく

(四)

ああなつかしきそのころよ
 のもせのはなにつごひきて
 はるをさえづるももどりも
 かくけだかきはなかるらむ

(五)

すめらみことのしろしめす
やしきにさはおほけれど
このよきさをなつかし
のどかにつるはあそぶらむ

(七)

かくてうからのいやまして
をさまるみよのあさぼらけ
くにときみとのみさかえを
よろづよかけてうたへかし

(六)

はるたちおほふさほひめの
かすみのそでのひまごめて
はななきくにかへるごも
あさはわすれずおとづれよ

地方誌 類印刷専門

- 美麗と安価と親切と迅速と今一つは誠實との五
大特色(御注文を乞ふ)
- 遠近を問はず内容詳細返送料添へ御照介あれ値
段報知す

福井縣足羽郡麻生津町

印刷部 文學新聞社

振替金澤三五五八番

大正九年十一月一日印刷
大正九年十一月十日發行

(定價金拾五錢)

(製複許不)

發行所	印刷部	印刷者	著作兼發行者
白鳥社	山口縣熊毛郡八代村原 久行方	福井縣足羽郡麻生津町 吉田	山口縣熊毛郡八代村原 久行三郎



395
91

終

